4 宮城県のヒラメの検査結果(参考)

記 者 発 表 資 料 平成25年5月23日

水産業振興課

担当者:佐藤、武川 (2931)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うヒラメの出荷自粛について

平成25年5月19日に石巻市雄勝町大須沖の刺網において漁獲されたヒラメの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、金華山以北の海域(別紙参照)において、ヒラメの出荷を差し控えるよう生産者等に要請しましたのでお知らせします。

記

1 検査結果

①採取年月日

平成25年5月19日

②採取場所

石巻市雄勝町大須沖

③検査判明日

平成25年5月23日

④測定値

110ベクレル/kg(放射性セシウム合計値)

2 出荷自粛要請内容

①対象魚

ヒラメ

②出荷自粛開始日

平成25年5月24日

③対象海域

金華山以北海域(別紙①、②、⑤の海域)

3 対応状況

- ○金華山以北の海域で漁獲されるヒラメの出荷を行わないよう、漁業者団体 、流通関係団体及び遊漁船団体等に要請した。
- ○当該刺網で漁獲されたヒラメについては、全てが検査検体とされたため流通していない。

(5月24日現在) [水揚自粛等経過] 1) 平成25年5月23日①、②、⑤海域(県要請) XXXXXXXX 3 6 50m 100m 150m